



平成28年4月から ペットボトルと白色トレイが戸別収集になります

市では、市民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の発生を抑制するReduce(リデュース)、再利用するReuse(リユース)、再生利用するRecycle(リサイクル)という「3R」に取り組んでいます。4月からは、ごみの減量、市民の利便性の確保などを図るため、これまで拠点場所で回収していたペットボトルと、可燃ごみとして収集していた食品トレイのうち白色トレイの戸別収集を始めます。ごみの減量と資源化に引き続きご協力ください。

ペットボトル 資源(拠点での回収) → 資源(戸別収集)

- キャップは必ずはずし、可燃ごみで出してください。
- ペットボトルのラベルは付けたまま、きれいに洗って、つぶしてからバケツなどに入れて出してください(バケツなどを用意できない場合は、中身の見える袋で出してください)。
- スーパーなどへペットボトルを持ち込む場合は、その店舗のルールに従ってください。
- 市役所、公共施設、地区会館、自治会館、個人商店などに市が設置した拠点の回収ボックスは、4月以降利用できません。



皆様のご協力をお願いします!

平成26年度に排出された23,877t(トン)の資源とごみのうち、最も多い可燃ごみの中の「生ごみ」には、多くの水分が含まれています。排出量を減らすためにも、水気を切ってからごみ袋に入れてください。

平成26年度に排出された資源とごみ

種類	重量	構成比
可燃ごみ	18,266t	76.5%
不燃ごみ	359t	1.5%
粗大ごみ	602t	2.5%
有害ごみ	36t	0.2%
資源	4,614t	19.3%
(うちペットボトル)	(124t)	(0.5%)
計	23,877t	100.0%

白色トレイ 可燃ごみ → 資源(戸別収集)

- 資源として出せるトレイは、つまようじが「プスッ」と簡単に刺さる食品用白色トレイのみです。色や柄付きのトレイは出せません。
- きれいに洗って、乾かしてから、バケツなどに入れて出してください(バケツなどを用意できない場合は、中身の見える袋で出してください)。
- 風で飛ばされないよう、ネットを掛ける、ひもで縛るなどの対策をお願いします。
- スーパーなどへ白色トレイを持ち込む場合は、その店舗のルールに従ってください。
- 雨天、強風の場合は、なるべく次の収集日に搬出するようお願いします。



使用済小型電子機器の収集日が変わります

使用済小型電子機器は、「不燃ごみ」と同じ日に収集していましたが、「缶・金属、びん類、有害ごみ」と同じ日に変更になります。

※詳細については、平成28年4月からの「資源とごみの出し方カレンダー」をご覧ください。カレンダーが配布されていない場合は、ご連絡ください。



問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

平成28年4月から西秋川衛生組合へ 直接、ごみを持ち込めるようになります

- 可燃・不燃・粗大ごみを、分別して持ち込みできます。
- 持ち込みできる方は、市民(個人)に限ります(個人で事業を営む方は持ち込めません)。住所、氏名を運転免許証などで確認します。
- 分別していないもの、資源・有害ごみ、事業所ごみ、処理不能(困難)物、産業廃棄物、建築廃材、処理に支障を来すような多量のごみは、持ち込めません。
- 有料袋に入れる必要はありません。ご家庭にあるビニール袋などに入れてください。なお、有料袋に入っている場合も手数料が必要になります。
- 持込日 月曜日～金曜日(祝日を含む。年末年始を除く)
- 持込時間 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
- 手数料 10kg当たり300円
- ※計量は、10kg単位で行います(10kg単位に四捨五入)。
- (例) ~14kg 10kg 300円
15~24kg 20kg 600円
25~34kg 30kg 900円
- 支払い方法 現金でお支払いください。
- 持込み・問合せ 西秋川衛生組合(高尾521、☎596-4418、<http://www.nishiakigawa.or.jp/>)



4月の市民相談

予約制の相談

- 市役所
 - 相続・遺言など暮らしの手続相談…1日(金)
 - 税務相談…11日(月)
 - 法律相談…12日(火)・26日(火)
 - 交通事故相談…13日(水)
 - 登記相談…15日(金)
 - 人権の上相談…22日(金)

五日市出張所

- 法律相談…7日(木)
- 行政相談…27日(水)

時間 午後1時30分～4時30分

- 予約 法律相談は、相談日の7日前の午前8時30分から電話で受け付けます。法律相談以外の相談は、随時受け付けます。

その他の相談(随時)

- 相談先が不明な場合や日常の悩みごとなどに市職員が担当窓口のご案内や専門の相談員を紹介するなど解決に向けたお手伝いをします。
- 予約・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558-1216)



世帯と人口

—平成28年3月1日現在— 世帯 34,583世帯
人口 81,408人(前月比40人減) 男 40,635人 女 40,773人